

福井市下宇坂小学校 いじめ防止基本方針

【様式 1】

令和 7 年 4 月 1 日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。また道徳の授業等を通じて、規範意識の醸成にも努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

集会、清掃、給食など、小学校6年生までの縦割り班での活動、他学年との合同授業(体育・音楽等)などを行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めるとともに、上級生は下学年を助け、下学年は上級生に感謝する心を育てます。さらに発達障害等特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行います。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。また保護者に対するいじめの未然防止に関わる取組も促します。

○インターネットや携帯電話・スマートフォン等に関する指導

インターネットや携帯電話・スマートフォン等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援

- ①発達障害等の障害のある児童生徒
- ②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④震災等で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ⑤新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者等に認定された児童生徒

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

定期的にいじめのアンケート調査や聞き取り調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○外部の相談窓口の周知

県が設置する「24 時間電話相談窓口」や全国共通の「24 時間子供 SOS ダイアル」など、相談窓口の掲示を行うとともに、学校ホームページにも掲載し、児童生徒や保護者が相談窓口の連絡先を確認しやすい周知の工夫に努めます。

(5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。
- いじめ対象児童・関係児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭、教育相談担当等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、担任、養護教諭、教育相談担当等

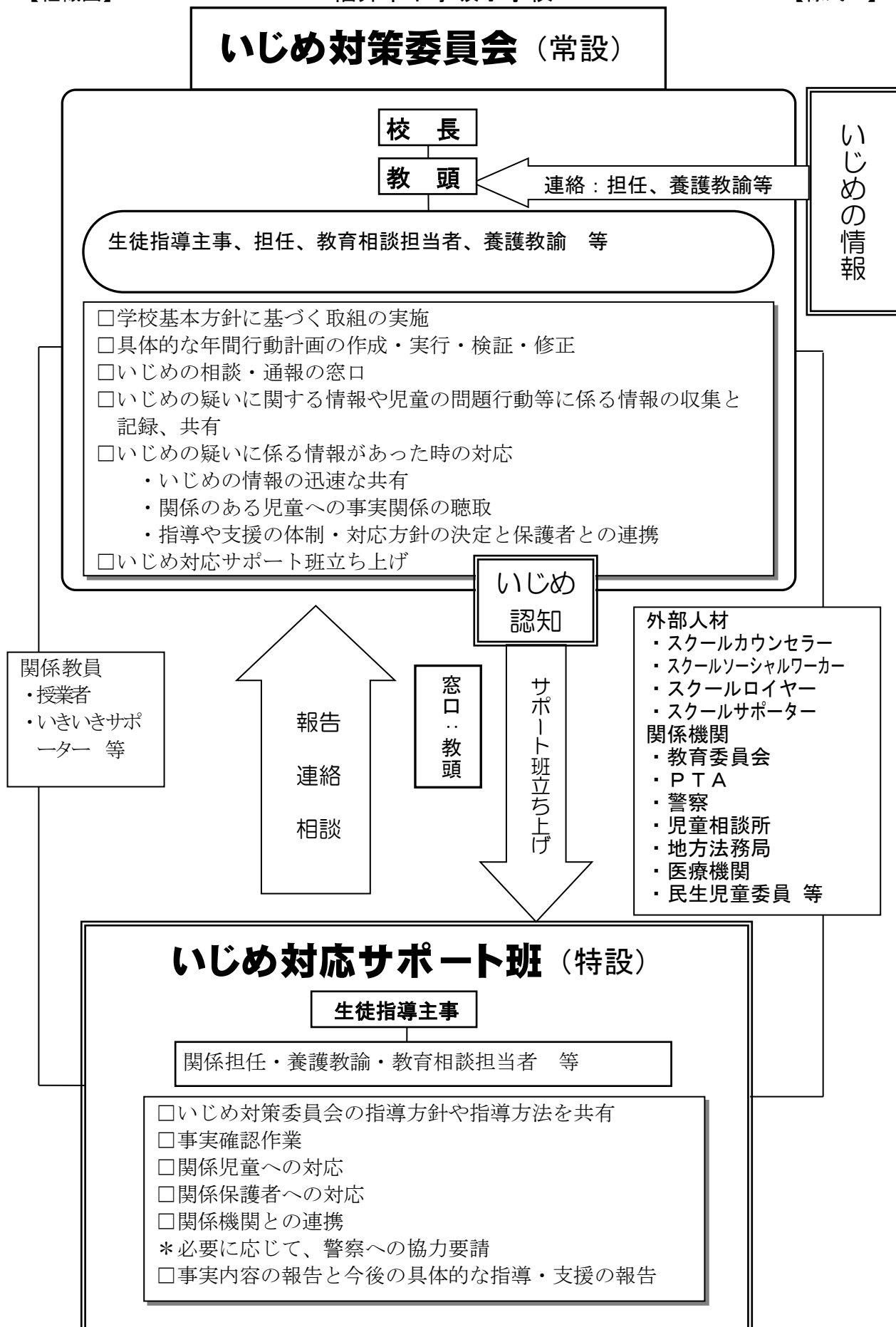
- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】 P 5 参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 P 6～9 参照

6 その他

- ① 児童によるいじめ等に関する自己チェック
 - ・ あなたの心は元気ですか 【様式4】 P 10 参照
 - ・ 学校生活ふり返りアンケート 【様式5】 P 11～12 参照
- ② 教員によるいじめ発見のためのチェックポイント 【様式6】 P 13～14 参照
- ③ いじめの状況等に関する調査報告様式 【様式7】 P 15 参照



	教員の動き等	児童の活動等				
		1年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間行動計画策定 ↓ 職員会議 ・年間行動計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表	縦割り班活動スタート（給食・清掃活動から） 5、6年生のリーダー育成、絆づくり				
		下宇坂小スマートルールの配付と指導				
		縦割り遊び				
		全校道徳（年間を通して実施）				
5月	職員会議で「いじめ発見のためのチェックポイント」を共有	学校生活ふり返りアンケート				
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	全校カウンセリング				
	いじめ対策委員会 ・アンケート調査などをもとに状況把握 ・気がかりな児童の情報交換	美山中学校区教育研究会 低学年交流会				
		美山中学校区教育研究会 中学年交流会				
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育・読書指導 道徳や読書活動の年間計画を作成確認	校内マラソン大会				
6月		あなたの心は元気ですか				
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	ふれあい週間（担任と児童での個人懇談週間）				
		全校カウンセリング				
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の公開	連合音楽会				
		学校生活ふり返りアンケート				

〔7～9月〕

福井市下宇坂小学校

	教員の動き等	児童の活動等				
		1年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	(6月末の学校生活振り返りアンケート)				
	授業研究	↓ 全校カウンセリング 教育相談 (カウンセラーとも)				
7月	保護者会 ・情報や意見収集 ・保護者とカウンセラー懇談会	学級 SST・SGE・GWT 等				
		学校生活振り返りアンケート 美山中学校区教育研究会 高学年交流会				
8月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	夏季休業中における家庭への電話連絡 (必要に応じて) ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握				
	いじめに関する 校内研修会 ・教員の意識点検	親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり				
8月		学校生活振り返りアンケート				
		学級 SST・SGE・GWT 等				
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	福井市スポーツフェスタ 校内体育大会 色別応援作り				
		校内体育大会 ・縦割り班での種目や応援合戦等の練習				
9月		学校生活振り返りアンケート				
		学級 SST・SGE・GWT 等				

	教員の動き等	児童の活動等				
		1年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	学級 SST・SGE・GWT 等				
		教育ウィーク				
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	あなたの心は元気ですか				
	授業研究	美山中学校区教育研究会 修学旅行				
	人権教育・人権週間 に関する校内研修会	ふれあい週間（担任と児童での個人懇談週間）				
		全校カウンセリング				
		学級 SST・SGE・GWT 等				
		ひまわり教室・情報モラル講習会（児童・保護者対象）				
		学校生活ふり回りアンケート				
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	人権週間の取組				
	保護者会 ・情報や意見収集 ・保護者とカウンセラー懇談会	学級 SST・SGE・GWT 等				
		学校生活ふり回りアンケート				

〔1～3月〕

福井市下宇坂小学校

	教員の動き等	児童の活動等				
		1年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・今年度の振り返り ・次年度に向けて ↓ ・重点事項確認 授業研究	学級 SST・SGE・GWT 等 中学校 体験入学 校内なわとび大会 見守り隊感謝の集い 学校生活ふり回りアンケート				
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 情報発信 ・評価アンケート結果 ・年間の取組み等	わくわく交流デー (新一年生との交流) 教 育 相 談 (カウンセラーとも) 学年を解いた6年生を送る会の計画・準備 6年生を送る会 学校生活ふり回りアンケート				
3月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	校内奉仕活動 ・地域、学校に感謝 卒業式 学校生活ふり回りアンケート				

① 児童によるいじめ等に関する自己チェック
・あなたの心は元気ですか

【様式 4】

あなたの心は元気ですか 月 () 年 名前 ()

1. 今のあなたのきもちをあらわしているのはどれですか。あてはまるところに○をつけましょう。

	①とてもたのしい 	②たのしい 	③あまりたのしくない 	④たのしくない 
がっこうせいかつ				
みんなでなにか をすること				
ともだちのこと				
かぞくのこと				
そのほか				

⇒そのほか・・・学校のいきかえり、スポーツ少年団 など。

2. じゅぎょうには、自分からすすんでとりこんでいますか。ばんごうに○をつけましょう。

- ① とりこんでいる ② どちらかといえばとりこんでいる ③ あまりとりこんでいない ④ とりこんでいない

3. じゅぎょうがよくわかりますか。ばんごうに○をつけましょう。

- ① よくわかる ② どちらかといえばわかる ③ あまりわからない ④ よくわからない

4. 休み時間にどんなことをしていますか。一番あてはまるものに○をつけましょう。

- ① 教室でともだちとおしゃべりなどをしている。 ② 体育館や校庭で遊んでいる。
③ 教室や図書室で本を読んでいる。 ④ そのほか ()

5. (1) ともだちではだれと遊ぶことが多いですか。ともだちの名前をかきましょう。

--	--

(2) いろいろなことについて話す友だちはだれですか。ともだちの名前をかきましょう。

--	--

6. たんにんの先生に、こまったことやなやみをきいてほしいことがあればかいてください。

学校のことでなく、ともだちやかぞく、自分の体のことでもいいです。

--

7. こまっていることなどで、たんにんの先生以外にそうだんしたい先生がいれば○をつけましょう。

そうだんしたい先生がいる場合、先生の名前をかきましょう。そうだんがない人はなにもかかないでください。

- ① カウンセラーの先生 ② () 先生

学校生活ふり回りアンケート 月 年 名前 ()

あなたの 月の学校生活について質問します。答えたことが、友だちに知られることはありません。
正直にありのまま、答えてください。

問 1 学校での学習やいろいろな活動をふり回り、あてはまるところに○をつけましょう。

	よくあてはまる	どちらかといえば あてはまる	どちらかといえば あてはまらない	ぜんぜん あてはまらない
① 学校は楽しい				
② みんなで何かを するのは楽しい				
③ 授業には、進んで 取り組んでいる				
④ 授業はよくわかる				

問 2 月に、あなたが友だちからされたことはありますか。次の中から選んで○をつけましょう。

- ① なかまはずれやむしをされた
- ② いやなことや悪口をいわれたり、どなられたりした（スマホなどでも）
- ③ かるくぶつかられたり、けられたりたたかれたりした
- ④ ひどくぶつけられたり、とてもいたいほどけられたり、たたかれたりした
- ⑤ お金やカードなどをもってこいといわれたり、じぶんのものをこわされたりした
- ⑥ じぶんのくつやえんぴつなどをかくされた
- ⑦ そのほかでいやなことをされた → どんなこと？ ()

問 3 上のようなことは、だれからされましたか？（○はいくつつけてもよい）

- ① 同じ学年の人
- ② 上の学年の人
- ③ 下の学年の人
- ④ ほかの学校の人
- ⑤ その他（たとえば、おとなやきょうだい）
- ⑥ だれからもされていない

問 4 上のようなことをされたとき、どうしましたか？（○はいくつつけてもよい）

- ① まわりの人に助けをもとめた
- ② やめると言い返した
- ③ がまんした
- ④ しかえしをした
- ⑤ その他

問 5 上のようなことをされたときに、だれに相談しましたか？

番号と、() の中の相談した人に○をつけてください。（○はいくつつけてもよい）

- ① 先生（担任の先生・校長先生・教頭先生・保健の先生・ S C の先生・その他の先生）
- ② 家族（おとうさん・おかあさん・兄弟・おじいさん・おばあさん）
- ③ 友だち（同じ学年の人・上の学年の人・下の学年の人）
- ④ だれにも相談していない
- ⑤ いやなことはされていない

2 教員によるいじめ発見のためのチェックポイント

【様式6】

【教員用チェックポイント 例】

【場面等】	【観 察 の 視 点】
朝の会	☐ 遅刻、欠席が増える ☐ 始業時刻ギリギリの登校が目立つ ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる ☐ 返事の声が小さい
授 業 の 開 始 時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 用具、机、椅子等が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る ☐ 席を離されている ☐ 周囲がざわついている ☐ 涙を流した気配がある
授業中	☐ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える ☐ 保健室やトイレによく行く ☐ 正しい答えを冷やかされる ☐ あだ名で呼ばれている ☐ グループ分けで孤立しがちになる ☐ その子を避けるように通る ☐ その子にだけ配付物を渡さない
休み時間	☐ 一人でいることが多い ☐ 用もないのに職員室付近にいる ☐ 用もないのに保健室によく行く ☐ 持ち物や掲示物などにいたずらされている ☐ 遊びのなかで、一人だけが攻撃されたり悪ふざけの対象になったりする ☐ 机に落書きをされる ☐ 廊下の物掛けが散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする ☐ 視線をそらす ☐ 特別教室に入っている
給食時	☐ 食べ物にいたずらされる ☐ その子が触れる物を嫌がる ☐ 机をわざと離すなどグループに入っていない ☐ 少食になる

下校時	☐ グループに入らないで一人にいる ☐ なかなか下校しようとししない、あるいは、急いで一人で帰宅するなど、周囲を気にしている ☐ その子の机の中の物が散乱している ☐ 作品が壊されたり隠されたりする ☐ 表情が暗く、行動が遅い ☐ いつも、他の子の荷物を持たされている ☐ 部活動を無断で欠席する
その他	☐ 持ち物が隠されたり、壊されたりする ☐ 学級内に友達関係の変化がある

家庭で

- ☐ 朝、なかなか起きてこない
- ☐ 表情が暗くなり、口数が少なくなる
- ☐ 食欲がなくなり体重が減少したり、過食になり体重が増えたりする
- ☐ いらいらしたり、おどおどして落ち着きがなくなったりする
- ☐ 衣服の汚れが見られ、分けを聞いても話さない
- ☐ 学用品や所持品が紛失したり壊されたりしている
- ☐ 親が知らない物を持っている
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、友だちと遊ばなくなる
- ☐ 金品の持ち出しがわかることがある
- ☐ 親や兄弟・姉妹に反抗することが増える
- ☐ 不審な電話やメールなどが多くなり、急に外出する
- ☐ 登校時に頭痛・腹痛・吐き気など身体の異常を訴える
- ☐ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする
- ☐ 教科書やノートが傷み、落書きが多い
- ☐ ゲーム等をする時間が増え、現実から逃避しようとする
- ☐ 早退や無断欠席がある
- ☐ 急に友だち関係が変化する
- ☐ チックが出たり、つめかみをしたりするようになる

【様式 7】

学校名	福井市下宇坂小学校
記入者	

追加項目

『③はじめの態様のうち、「コロナに関連するもの」という項目には、「コロナ」という言葉を使ったはじめ、「コロナ」感染に関連してのいじめに該当するものについてカウントしてください。
例：マスクをしていない、咳をしている、登校時における体温で熱がある、医師の指示等により出席を控えていること等でのいじめ 家族や親族が感染したことによるいじめ

【その他】

0

15